

東京桑野会会則

平成29年5月31日改訂

東京桑野会

- 第1条 本会は東京桑野会と称する。
- 第2条 本会は明治26年11月5日に設立され、東京都とその近郊に居住する福島県立安積中学校・安積高等学校に在学した者及び関係教職員をもって会員とし、会員相互の親睦と向上を図るとともに母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の住所は事務局代表である事務局長(幹事長)の事務所におく。
- 第4条 本会はその目的達成のために次の事業を行う。
1. 会報その他出版物の発行
 2. 会員名簿の作成
 3. 各種懇談会の開催
 4. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名
 2. 副会長 15名以内
 3. 幹事長 1名
 4. 副幹事長 30名以内
 5. 幹事 各期毎若干名
 6. 会計監査 2名
- 第6条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
幹事長及び副幹事長は会長の指示により会運営の事務を総括する。
幹事は幹事長の指示により本会事業の企画運営にあたり、庶務会計の事務を処理する。
会計監査は会計を監査する。
- 第7条 会長は総会において選出する。
副会長、幹事長、副幹事長、幹事及び会計監査は会長が委嘱する。
- 第8条 役員任期は2年とし再任を妨げない。
- 第9条 会長は総会の議を経て本会に名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。
- 第10条 名誉会長、顧問及び相談役は会長の諮問に応じる。
- 第11条 総会は毎年1回開催し会長が招集する。
会長が必要と認めたときは幹事長会の議を経て臨時総会を招集することができる。
- 第12条 幹事長会は会長、副会長、幹事長、副幹事長をもって構成し、会務運営の計画、立案及びその推進にあたる。
幹事長会は会長が招集する。
- 第13条 本会は大学、職域等に支部をおくことができる。
- 第14条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第15条 本会の経費は会費、寄附金その他の収入をもってあてる。
会員は事務経費としてそれぞれ1か年2,000円宛を拠出するものとする。
その他本会の運営に必要な経費があるときは、会長は幹事長会の議を経てこれを定める。
- 第16条 会計は幹事長会の議を経て定時総会に報告し、その承認を受けることを要する。
- 第17条 本会則の改正は総会の決議を要する。

附 則 この会則の改訂は、平成29年6月1日より有効とする。